

# 船舶共通通信システム利用者に対する教育の方策に関する意見

平成20年6月23日

# 普及促進のための教育上の方策

- 国際VHF無線機器の普及は無論、マリンVHF無線機器の普及促進についても、発信出力、Ch、運用資格について、十分安全が担保される様な制限・基準を設けるべきであり、無線従事者講習など運用面におけるマナー教育を充実させることが前提となる。【山本構成員】
- ・回避のための判断基準など最低限の海上交通ルールを知っていないと、通信ができて海難を防止できるとは限らない。
  - →講習を行うべき。
  - →大型船舶の操作にあたっては各社ごとに教育が行われているが、本議論で意見されるように、その対象を小型船舶にまで広げるとするのは、改めて検討すべき。
  - →自動車運転免許の更新のように、免許の更新時に講習を行うのはどうか。
  - →講習制度の導入は、海上通信利用のハードルがあがってしまうのでは。海技免許の手續に含めてはどうか。
  - →携帯電話を使用するために講習は必要とされない。システムの性質上、講習が必要となるかもしれないが、まずは講習が必要ないようなシステムを検討すべきではないか。
  - →国際VHFを使用するためには、最低限知るべき通信のためのルールがあると思われる。
- ・無線従事者資格試験などでも、もっと運用面を重視すべき。
  - →試験問題とその解答は原則、法規に則るものであるため、すぐに取り入れるのは難しいと思われる。